

千葉県環境教育等基本方針の概要（案）

第1章 基本方針の基本的事項

1 基本方針の改定にあたって

- ・国内外における環境教育を取り巻く状況に大きな変化が生じており、これらの変化に対応し、更に効果的な環境教育を推進するため、新たに策定する。
- ・家庭、学校等（学校、幼稚園、認定こども園・保育所等）、社会（地域、NPO等、事業者）におけるそれぞれの役割の方向性を示すとともに、市が実施する施策を定める。

2 基本方針の位置付け

- ・法に基づく行動計画として位置付ける。



3 計画期間

計画開始年度は2021(令和3)年度とし、計画期間については、次期環境基本計画との整合性を図りながら推進していく。

第2章 改定の背景

1 環境教育を取り巻く動向

- (1) 世界の動向
 - ・ESDやSDGsなどの環境教育に係る世界の動向
- (2) 日本の動向
 - ・環境教育等促進法と環境教育基本方針
 - ・学習指導要領

2 これまでの千葉市の環境教育の取組み

(1) 本市の取組状況

旧基本方針（2005(平成17)年3月策定）の以下の3つの柱に基づき取組みを実施。

- 1 環境保全・創造の意欲の増進
- 2 環境教育の推進
- 3 市、市民、民間団体等の協働

(2) 環境教育の課題

- ・刻一刻と変化する環境問題に対応するための、継続的な学び
- ・総合的・統合的な観点からの環境教育や、他分野の教育との連携・統合
- ・各主体における環境教育を実施する上での課題に対する適切な支援

第3章 環境教育の方向性

1 基本理念

- ・一人ひとりが、人間と環境の関わりを正しく理解するとともに、環境に対する人間の責任と役割を自覚し、環境問題を自らの課題として捉え、主体的に、生涯にわたり、環境保全活動に取り組む。
- ・家庭・学校等・社会（地域、事業者、NPO等）・行政がそれぞれの立場から、環境の保全・創造に向けて取り組むまちの実現を目指し、ESDを踏まえた環境教育を推進する。

2 推進にあたっての視点

- (1) 世代・分野を超えた協働取組
- (2) 体験活動を通じた主体的・対話的で深い学び
- (3) 持続可能な社会の実現に向けた人材育成
- (4) ICT等の積極的な活用

第4章 各主体の役割及び市が実施する施策

1 各主体の役割と取組み

家庭、学校等、社会（地域、NPO等、事業者）、行政のすべての主体が、自らの役割を認識し、連携を図りながら環境教育の取組みを推進し、好循環をつくること不可欠

(1) 家庭

【役割】基本的な生活習慣や社会規範を身につける場
【取組み】自然と触れ合う、省エネを意識した生活、環境を意識した消費活動等

(2) 学校等

【役割】環境教育において最も重要な役割を担う
【取組み】発達段階に応じた、適切な環境教育の実施

(3) 社会（地域・NPO等・事業者）

それぞれの特性に応じた役割を認識し、取組を実施していく

(4) 行政

【役割】機会提供及び各主体の取組み・活動の促進
【取組み】啓発、施設や地域資源を活かした環境学習の実施、協働取組の推進

2 市が実施する施策

(1) 家庭に向けた施策

(2) 学校等に向けた施策

(3) 社会（地域・NPO等・事業者）に向けた施策

(4) 全体に向けた施策

※検討中※

第1章～第4章1を受けて、施策内容や記載方法等検討し、記載する予定。
※現時点での案は、市が実施する施策を主体ごとに整理し、記載する予定。

第5章 環境教育の推進と進捗管理

1 環境教育の推進

- ・本方針の着実な推進を図るため、取組の状況等を毎年把握したうえで評価を行い、方針及び取組みの適切な見直しを継続的に行う。
- ・本方針の進捗管理は、PDCAサイクルの一連の手続きに沿って実施する。

2 環境教育の進捗管理

- ・指標を設定し取組状況を定期的に把握したうえで評価を行う。

※指標については検討中（以下は指標案）

- ・環境関連行事・講座等開催回数（参加者数）
- ・啓発回数